

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 75 会社計算規則・会社法施行規則等の改正案の概要 (2/2)

今回は平成 26 年 11 月 25 日に公表された会社計算規則や会社法施行規則等の法務省令等の改正案のうち、事業報告に関連のある部分の主な改正案について解説します。

### 1. 事業報告に関する改正案の概要

会社法の改正に伴い、以下の企業統治に関する内容等を事業報告に記載します。

#### (1) 社外取締役を置くことが相当でない理由

一定の要件を満たす会社が事業年度の末日において社外取締役を置いていない場合、当該事業年度の事業報告に「社外取締役を置くことが相当でない」理由を記載します。

一定の要件とは、監査役会設置会社、公開会社、大会社、有価証券報告書提出会社である株式会社の 4 要件を全て満たす会社です（会社法施行規則 改正案（以下、改正案とします。）124 条 2 項）。

上記の「理由」は、会社の当該事業年度の事情に応じて記載しなければなりません。

この場合、社外監査役が 2 人以上あることのみをもって「理由」とすることはできない点に留意が必要です（改正案 124 条 3 項）。

#### (2) 内部統制システムの運用状況の概要（改正案 118 条 2 号）

(3) 関連当事者との取引に関する注記の対象となる、当該株式会社とその親会社等との間の取引に関する事項（改正案 118 条 5 号）

(ア) 当該取引をするに当たり当該株式会社の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあつては、その旨）

(イ) 当該取引が当該株式会社の利益を害さないかどうかについての取締役（取締役会設置会社にあつては取締役会）の判断及びその理由

(ウ) 社外取締役を置く株式会社において（イ）の取締役（取締役会設置会社にあつては取締役会）の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

(4) 株式会社の会社役員に関する事項 (改正案 121 条)

(ア) 会社役員と会社との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容の概要 (改正案 121 条 3 号)

(イ) 会社が当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社である場合、常勤の監査等委員の選任の有無及びその理由 (改正案 121 条 10 号イ)

(ウ) 株式会社が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合の常勤の監査委員の選任の有無及びその理由 (改正案 121 条 10 号ロ)

(5) 会計監査人設置会社における会計監査人の報酬等の額について監査役 (監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会) が同意した理由 (改正案 126 条 2 号)

## 2. 施行予定日等

改正案は平成 27 年 5 月 1 日施行予定であり (103 条 2 項を改正する部分は平成 27 年 4 月 1 日施行予定)、施行日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る株式会社の事業報告の記載又は記録については、なお従前の例によります。

ただし、改正案 124 条 2 項及び 3 項の規定については施行日以後に作成される事業報告に対して適用される予定です。

したがって、通常、3 月決算の会社では事業報告の作成時期は平成 27 年 5 月 1 日以降になるため、一定の要件を満たす会社は、平成 27 年 3 月期に係る事業報告において「社外取締役を置くことが相当でない理由」を記載することになると考えられます。

当該改正案の今後の動向にご留意ください。

(2015/1/13 号より)